

愛知県歯科医師国民健康保険組合よりの報告

令和6年度 国民健康保険料額

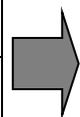
令和7年度 国民健康保険料額

1. 保険料

	1人1ヶ月 ①+②	内訳	
		医療分① (前期高齢者納付金2,000円含)	後期高齢者支援金 ②
正組合員	20,900円) 48,900円	均等割 16,000円 所得割 0~28,000円	4,900円
正組合員家族	13,200円	8,300円	4,900円
準組合員	13,200円	8,300円	4,900円
準組合員家族	11,700円	6,800円	4,900円
法人管理者*2 (正組合員を除く)	46,900円	42,000円	4,900円
歯科医師*3 (正組合員と*2を除く)	27,200円	22,300円	4,900円

1. 保険料

	1人1ヶ月 ①+②	内訳	
		医療分① (前期高齢者納付金2,000円含)	後期高齢者支援金 ②
	24,800円) 46,800円	均等割 16,000円 所得割 3,000~25,000円 (下限3,000円増 上限3,000円減)	5,800円
	13,600円	7,800円(500円減)	5,800円
	14,600円	8,800円(500円増)	5,800円
	11,600円	5,800円(1,000円減)	5,800円
	44,800円	39,000円(3,000円減)	5,800円
	27,200円	21,400円(900円減)	5,800円



2. 介護保険料

40歳から65歳未満の被保険者1人1ヶ月5,800円・所得割の算出方法(法人を除く)

課税総所得金額×0.003(千分の36の12分の1)(但し100円未満は四捨五入)

上限28,000円 下限0円

- ・*2 正組合員の家族・準組合員・準組合員の家族で医療法人が開設する歯科医療機関の管理者
- ・*3 正組合員の家族・準組合員・準組合員の家族で歯科医師免許をお持ちの組合員

2. 介護保険料

40歳から65歳未満の被保険者1人1ヶ月5,800円(据置)・所得割の算出方法(法人を除く)

課税総所得金額×0.004(千分の48の12分の1)(但し100円未満は四捨五入)

上限25,000円(3,000円減額) 下限3,000円(3,000円増額)

- ・*2 正組合員の家族・準組合員・準組合員の家族で医療法人が開設する歯科医療機関の管理者
- ・*3 正組合員の家族・準組合員・準組合員の家族で歯科医師免許をお持ちの組合員